

第 5 次総量規制における C 値の範囲の改定・設定方法

I COD

1 業種等の区分

第 4 次総量規制における業種等の区分と同一とした。

2 Cc 値の範囲

以下の事項に該当する業種等の区分を中心に検討対象とした。

- (1) 発生負荷量が多い業種等
- (2) Cc 値が一律排水基準を超える業種等

その際、これまでの 4 次わたる総量規制の経緯を踏まえ、以下の事項を考慮した。

- ・ 第 4 次の Cc 値が低レベルの業種等
- ・ 第 4 次までの Cc 値の低減率
- ・ 第 4 次までの負荷量の削減状況

3 改定に当たっての考え方

改定対象とした業種等の区分について、以下の考え方に基づき Cc 値の範囲を改定した。

- (1) 一又は二の都府県の設定値がその他の都府県の設定値より高い業種等の区分のうち、当該一又は二の都府県が設定値を強化可能と判断したものについて、公平性を確保する観点から、その他の都府県の設定値の最高値まで上限を切り下げる。
- (2) 第 4 次の総量規制基準について、全ての関係都府県の設定値が Cc 値の上限値を下回っている業種等の区分については、当該業種等の区分における関係都府県の設定値の最高値まで上限値を切り下げる。

II 窒素及びりん

1 業種等の区分

第 4 次総量規制 (COD のみ) における業種等の区分と同一とし、そのうち、

- ① 現行の海域に係る窒素及びりんの暫定排水基準の区分
- ② 自治体における上乘せ排水基準の区分

において、第 4 次総量規制における COD の業種等の区分がさらに細分化されているものについて、例外規定を備考欄に設けた。

また、工程上の特性により、当該業種等の区分を細分化すべきと判断したも

のについても例外規定を備考欄に設けた。

ただし、水質実態等を勘案した結果、例外規定を設定する必要がないと判断したものについては、その限りでない。

2 業種等の区分ごとの排水水質の取り扱い

CODと異なり排出データが十分でないため、業種等別の排出データは類似業種等ごとに主要30分類にグループ化し、総量規制基準設定に当たっての参考資料とした。

なお、産業分類については、日本標準産業分類を参考とした。また、産業中分類のうち、化学工業に分類される業種等の区分については、産業小分類も参考とした。

3 Cn 値、Cp 値の範囲

(1) 基本的な考え方

業種等の区分ごとに、原則として以下の考え方により Cn 値、Cp 値の範囲を設定した。

既設 上限値：主要 30 分類にグループ化した排水口ごとの水質データの 90 % 値

下限値：(既設の工場又は事業場に適用されている上乗せ排水基準(最大値)) × 1/2

新設 上限値：主要 30 分類にグループ化した排水口ごとの水質データの 85 % 値

下限値：(新設の工場又は事業場に適用されている上乗せ排水基準(最大値)) × 1/2

なお、工程の特性、排水処理技術等を考慮した結果、この考え方によることが不相当と判断した業種等については、個別の工場又は事業場に係る関係都府県の判断も踏まえ、実態に即した総量規制基準の範囲を設定した。

Cn 値設定例 (乳製品製造業)

参考業種(食料品製造業)実績		上乗せ排水基準	
90%値	85%値	既設	新設
29.6	21.8	40	25

Cno		Cni	
下限	上限	下限	上限
20	30	10	25

(2) 窒素・りんに係る暫定排水基準適用業種等

原則として以下の考え方により Cn 値、Cp 値の範囲を設定した。

既設 上限値：暫定排水基準値（日間平均）

下限値：(1)既設に同じ

新設 上限値：ア．湖沼に係る暫定排水基準が適用されていた業種その他の

区分：一般排水基準（日間平均）

イ．その他の区分 暫定排水基準（日間平均）

下限値：(1)新設に同じ

なお、工程の特性、排水処理技術等を考慮した結果、この考え方によることが不相当と判断した業種等については、個別の工場又は事業場に係る関係都府県の判断も踏まえ、実態に即したC値の範囲を設定した。

(3) その他

- | | |
|----------|--------|
| ① 最小幅 | 窒素：10 |
| | りん：1 |
| ② 最小単位 | 窒素：5 |
| | りん：0.5 |
| ③ 下限の最小値 | 窒素：10 |
| | りん：1 |

海域の窒素・りん暫定排水基準の改正経緯

平成5年、水質汚濁防止法施行令等が改正され、海域の窒素・りん排水基準が設定された。国が定める一律排水基準のうち、一般排水基準（窒素：120(60)mg/l、りん：16(8)mg/l）に直ちに対応することが困難と考えられた業種等について、5年間適用される暫定排水基準が設定された。その後2回、業種、基準値の見直しが行われている。

1 窒素

業 種 名	省令施行日		
	H5.10.1	H10.10.1	H15.10.1
肉製品製造業	140(70)	-	-
その他の畜産食料品製造業	140(70)	-	-
医薬品原末製造業	140(70)	-	-
医薬品原液製造業	140(70)	-	-
コールタール製品製造業	170(130)	-	-
コークス製造業	170(130)	-	-
海藻加工業	180(90)	-	-
動物油脂製造業	180(90)	-	-
その他の有機化学工業製品製造業(石油化学系基礎製品製造業、脂肪族系中間物製造業、メタン誘導品製造業、プラスチック製造業、合成ゴム製造業を除く)	180(120)	-	-
下水道業(希土類第一次製錬・精製業)	200(100)	-	-
食肉センター	200(100)	-	-
窒素質・磷酸質肥料製造業	200(110)	-	-
火薬類製造業	240(120)	-	-
し尿処理業(生物脱窒処理を除く)	240(120)	-	-
産業廃棄物処分業(中和施設)	240(120)	-	-
溶融めっき業	240(160)	-	-
電子機器用・通信機器用部分品製造業(電子管製造業、半導体素子製造業、集積回路製造業を除く)	240(180)	-	-
魚肉ハム・ソーセージ製造業	260(130)	-	-
砂糖製造業(てんさい原料とし精製業を除く)	260(130)	-	-
下水道業(ゼラチン製造業、合成染料製造業)	300(150)	-	-
へい獣取扱業	300(150)	-	-
と畜場	300(150)	-	-
単体飼料製造業	320(160)	-	-
冷凍水産物製造業	360(180)	-	-
水産食料品製造業	380(190)	-	-
下水道業(なめし革製造業)	400(200)	-	-
電気めっき業	420(220)	-	-
染色整理業	420(320)	-	-
水産缶詰・瓶詰製造業	440(220)	-	-
水産練製品製造業	460(230)	-	-
冷凍水産食品製造業	460(230)	-	-
ソーダ工業	460(250)	-	-

しょう油・食用アミノ酸製造業(アンモニア等使用発酵生産工程を有する)	480(240)	-	-	-
化学調味料製造業(アンモニア等使用発酵生産工程を有する)	480(240)	-	-	-
発酵工業	480(240)	-	-	-
いも類でんぷん製造業	500(250)	-	-	-
にかわ製造業	500(250)	-	-	-
ゼラチン製造業	500(250)	-	-	-
し尿浄化槽(単独処理)	500(250)	-	-	-
アルマイト加工業	600(480)	-	-	-
なめし革製造業	700(350)	-	-	-
毛皮製造業	700(350)	-	-	-
蓄電池製造業	700(360)	-	-	-
製鋼・製鋼圧延業(ステンレス硝酸酸洗工程を有する)	700(400)	-	-	-
製鋼を行わない鋼材製造業(ステンレス硝酸酸洗工程を有する)	700(400)	-	-	-
ガス製造工場	720(660)	-	-	-
非鉄金属第一次製錬・精製業(Cu・Pb・Zn・貴金属・Ni・Al・Ti・U・Thを除く)	1500(800)	-	-	-
マンガン化合物製造業	1800(1400)	-	-	-
触媒製造業	1800(1400)	-	-	-
環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	3000(2300)	-	-	-
核燃料製造業	5000(2500)	-	-	-
天然ガス鉱業	200(180)		170(150)	160(150)
無機化学工業製品製造業(ソーダ工業,電炉工業,圧縮ガス・液化ガス製造業,塩製造業を除く)	560(370)	化学発泡剤製造業(過酸化水素を使用するアゾジカルボンアミド製造工程を有する)	150(100)	-
		酸化銀製造業	350(300)	240(210)
畜産農業	700(350)		260(200)	190(150)
コバルト化合物製造業	1800(1400)	酸化コバルト製造業	1100(880)	900(750)
無機顔料製造業	5700(2100)	黄鉛顔料製造業	1500(1000)	1300(950)
バナジウム化合物製造業	26000(17000)		8000(6000)	塩析工程を有する 6000(5000)
モリブデン化合物製造業	26000(17000)		8000(6000)	塩析工程を有する 6000(5000)
希土類第一次製錬・精製業	35000(12000)	イットリウム酸化物製造業	3500(1200)	-

2 りん

業 種 名	省令施行日				
	H5.10.1	H10.10.1		H15.10.1	
下水道業(し尿投入施設)	20(10)	-		-	
し尿処理業(生物脱窒処理を除く)	20(10)	-		-	
産業廃棄物処分業(汚泥脱水施設)	20(10)	-		-	
穀類でんぷん製造業	30(10)	-		-	
乳製品製造業	30(15)	-		-	
豆腐・油揚げ製造業	30(15)	-		-	
単体飼料製造業	30(15)	-		-	
産業廃棄物処分業(中和施設)	30(15)	-		-	
へい獣取扱業	30(15)	-		-	
と畜場	30(15)	-		-	
食肉センター	40(20)	-		-	
砂糖製造業(てんさい原料とし精製業を除く)	50(25)	-		-	
なめし革製造業	50(25)	-		-	
毛皮製造業	50(25)	-		-	
写真現像・焼付業	50(25)	-		-	
し尿浄化槽(単独処理)	50(25)	-		-	
その他の畜産食料品製造業	60(30)	-		-	
海藻加工業	60(30)	-		-	
生菓子製造業	60(30)	-		-	
あん類製造業	60(30)	-		-	
その他の有機化学工業製品製造業(石油化学系基礎製品製造業,メタン誘導品製造業,環式中間物・合成染料・有機顔料製造業,プラスチック製造業,合成ゴム製造業を除く)	60(40)	-		-	
にかわ製造業	80(40)	-		-	
ゼラチン製造業	80(40)	-		-	
水産缶詰・瓶詰製造業	100(50)	-		-	
植物油脂製造業	100(50)	-		-	
動物油脂製造業	100(50)	-		-	
肉製品製造業	140(70)	-		-	
冷凍水産物製造業	140(70)	-		-	
いも類でんぷん製造業	140(70)	-		-	
電気めっき業	140(70)	-		-	
魚肉ハム・ソーセージ製造業	160(80)	-		-	
脂肪族系中間物製造業	220(60)	-		-	
水産練製品製造業	320(160)	-		-	
冷凍水産食品製造業	320(160)	-		-	
水産食料品製造業	340(170)	-		-	
畜産農業	100(50)	50(40)		30(24)	
無機化学工業製品製造業(ソーダ工業,電炉工業,無機顔料製造業,圧縮ガス・液化ガス製造業,塩製造業を除く)	640(280)	燐及び燐化合物製造業	90(40)	燐化合物製造業(縮合燐酸塩製造工程を有する)	40(10)
アルマイト加工業	1000(530)	アルマイト加工業(燐酸を使用する化学研磨工程を有する)	50(25)	-	-